

石巻市議会基本条例

平成22年4月23日 条例第22号

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条—第5条）

第3章 議会と市民の関係（第6条—第8条）

第4章 議会と市長等の関係（第9条—第11条）

第5章 議会運営（第12条）

第6章 委員会の活動（第13条）

第7章 政務活動費（第14条）

第8章 議会の権能強化（第15条—第18条）

第9章 政治倫理等（第19条—第21条）

第10章 議会事務局等（第22条・第23条）

第11章 最高規範性及び見直し手続（第24条・第25条）

附則

石巻市議会（以下「議会」という。）は、石巻市民（以下「市民」という。）によって選出された議員により構成される議事機関であり、同じく市民から選出された石巻市長（以下「市長」という。）とともに、石巻市の代表機関を構成する。この2つの代表機関は、ともに市民の負託に応え、議会は合議制の機関として、市長は独任制の機関として、独立・対等の立場のもと、それぞれ異なる特性を生かして、石巻市の発展と市民福祉の向上を図る共通の使命を有している。

今日、地方分権の進展により真の地方自治の時代を迎え、地方公共団体の自己決定、自己責任の範囲が急速に拡大する中で、議会の担うべき役割や責任はこれまで以上に重要なものとなってきており、議会及び議員がその責務を果たしていくためには、二代表制の趣旨を踏まえ、市長と相互の抑制と均衡、協調を図りながら、地方公共団体の自立に対応できる議会及び議員へ自ら改革していかなければならない。

この自己変革に当たって、議会は、多様な市民の多様な意見を代表する合議制機関としての特性を最大限に生かしていくために、これまで以上に公平・公正・透明な議会運営を行うことはもちろんのこと、市民に開かれた議会づくりを推進し、市民への情報発信と説明責任を果たすとともに、市民の積極的な参加を求めていくことが必要である。

他方で議会及び議員は、こうした市民との協働によって得られた意見を大切にしながら、自己研さんと資質の向上に努めることにより、市民本位の立場から、最良の政策を決定するとともに、その執行を監視・評価し、政策提言や政策立案を積極的に行っていかなければならない。

これらを実現するために、市民自治の観点から、市民と協働し、真の地方自治を先導する議会となることを決意し、議会運営の基本的事項を定め、議会の役割と活動の指針を明確にすべく、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託にこたえる議会、市民と協働する議会を実現し、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた分かりやすい議会運営を行うこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、政策形成に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。
- (3) 把握した市民の多様な意見をもとに政策提言、政策立案等の充実強化に努めること。
- (4) 市民本位の立場から、適正な市政運営が行なわれているかを監視及び検証、評価すること。
- (5) 市民に分かりやすい議会運営を行うために、石巻市議会会議規則（平成17年石巻市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）、石巻市議会委員会条例（平成17年石巻市条例第297号）、議会内での申し合わせ事項等は、不断に見直しを行うこと。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会を構成する一員として、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員相互間での自由な討議を積極的に行うこと。
- (2) 地域の課題のみならず、市政の課題全般について市民の意見を的確に把握し、これを政策形成に反映できるよう、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。
- (3) 議会の構成員として、一部の団体及び地域に偏ることなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。
- (4) 自らの議会活動について、市民に対する説明責任を果たすこと。

(議会改革の推進)

第4条 議会は、議会の信頼性を高めるため、不断の改革に努めるものとする。

2 議会は、前項の改革に取り組むため、議員等で構成する検討組織を設置するものとする。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、政策立案、政策決定等に関し、合意形成に努めるものとする。

第3章 議会と市民の関係

(市民参加及び市民との連携)

第6条 議会は、市民に対し積極的に議会に関する情報を公開し、説明責任を十分に果たすとともに、市民が議会の活動に参加する機会の確保に努めなければならない。

- 2 議会は、会議規則に規定する会議を原則公開とする。
- 3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2の規定による専門的知見の活用並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）にあっては、法第109条の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の審議に反映するよう努めるものとする。
- 4 議会は、請願及び陳情を市民等による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けなければならない。
- 5 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

（議会報告会）

第7条 議会は、前条の規定に関する実行性を高める方策として、市民に対する議会報告会を少なくとも年1回開催し、議会の説明責任を果たすとともに、これらの事項に関して市民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。

- 2 議会報告会に関することは、議長が別に定める。

（広報・広聴事業の充実）

第8条 議会は、市政に係る重要な情報を議会の視点から市民に対して提供するとともに、議案に対する各議員の対応を公表するものとする。

- 2 議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるとともに、市民の意見、要望等を取り上げるための広聴活動も積極的に行うものとする。
- 3 議会は、前2項に定める方策の充実を図るため、議員で構成する広報広聴委員会を設置する。

第4章 議会と市長等の関係

（市長等との関係）

第9条 議会は、市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）とともに市政の発展に向けて最大の努力をするとともに、市民にとって最善の政策判断ができるよう、市長等と対等な関係で政策論議を行い、次に掲げるところにより緊張関係の保持に努めるものとする。

- (1) 議員と市長等との質疑応答は、その論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式により行うものとする。
- (2) 本会議及び委員会に出席した市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対して反問することができる。

（議案審議における論点情報の形成）

第10条 議会は、市長から市民生活に重要な影響を与える政策、計画、施策、事業等（以下「重要な政策等」という。）を含む議案が提案されたときは、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。

- (1) 重要な政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性

(6) 財源措置及び将来にわたるコスト計算

(7) 政策の効果

2 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めることができる。

3 議会は、重要な政策等の執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(法第96条第2項の議決事項)

第11条 法第96条第2項の規定による議会の議決事項は、代表機関である議会が市政における重要な計画等の決定に参画する観点と、同じく代表機関である市長の政策執行上の必要性を比較考量の上、別に条例で定める。

第5章 議会運営

(自由討議による合意形成)

第12条 議会は、議案等の審議又は審査においては、議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成を図るように努めるものとする。

2 議長及び委員長は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるよう議会の会議及び委員会を運営しなければならない。

3 議員は、議員相互の自由な討議を通じて合意形成を図るよう努めるものとする。

第6章 委員会の活動

(委員会の活動)

第13条 委員会は、その所管する事務について積極的な調査研究を行い、議案審査に資するとともに、政策提言を行うよう努めるものとする。

2 委員会は、年度当初にその年度の活動方針や視察内容について十分な検討を行い、委員会における活動計画を策定するよう努めるものとする。

3 委員会は、視察を行ったときは、報告会を開催し次に掲げる事項を市民に報告するものとする。

(1) 視察の目的

(2) 視察の成果及び市政への提案事項

(3) 視察の費用

4 委員長は、委員会審査報告を行うときは、委員会審査の内容が市民に対して分かりやすい報告となるよう努めなければならない。

5 委員会は、市民から要請があったときは、審査の経過等を説明する場を設けるよう努めなければならない。

第7章 政務活動費

(政務活動費の執行及び公開)

第14条 会派及び議員は、政務活動費の執行に当たっては、石巻市議会政務活動費交付条例（平成17年石巻市条例第304号）を遵守しなければならない。

2 議会は、政務活動費の収支報告書及び政務活動費の支出に係る領収書等の証拠書類（第4項において「領収書等」という。）を公開する。

3 政務活動費を使用して行った視察については、次に掲げる事項について公開する。

(1) 視察の目的

- (2) 視察の成果及び市政への提案事項
- (3) 視察の費用
- 4 会派及び議員は、政務活動費の収支報告書及び領収書等について、自ら説明責任を果たすよう努めるものとする。
- 5 議会は、政務活動費に関する書類について、いつでも市民に閲覧可能な状態で保管しなければならない。

第8章 議会の権能強化

(議会の権能強化)

第15条 議会は、市政の執行に関する監視・評価機能並びに政策の立案及び提言に関する機能の強化を図るものとする。

(議員政策研究会)

第16条 議会は、市政に関する重要な政策、課題等について、議会としての共通認識を深め、もって議会の資質向上を図るため、議員政策研究会を設置する。

- 2 議員政策研究会に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(研修及び調査研究)

第17条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修会の開催に努めるものとする。

- 2 議員は、議会活動に資するため、積極的に研修及び調査研究に努めるものとする。

(交流及び連携の推進)

第18条 議会は、他の自治体の議会と政策、議会運営等について意見交換するため、積極的に交流及び連携を図るものとする。

第9章 政治倫理等

(議員の政治倫理)

第19条 議員は、石巻市議会議員政治倫理条例(平成22年石巻市条例第23号)を遵守するとともに、これを規範として政治倫理の向上に努めなければならない。

(議員定数)

第20条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、市民の理解を得られるよう努めるものとする。

- 2 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、法第109条第6項又は法第112条第1項の規定により、委員会又は議員から提出するものとする。

(議員報酬)

第21条 議員報酬の改正に当たって、議員が提案する場合は、市民等の客観的な意見を参考に決定するものとする。

- 2 議員報酬の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員報酬の基準等の明確な改正理由を付して、法第109条第6項又は法第112条第1項の規定により、委員会又は議員から提出するものとする。

第10章 議会事務局等

(議会事務局)

第22条 議会は、議員の政策形成、立案能力の向上等を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

(議会図書室)

第23条 議会図書室は、議員のみならず、だれもがこれを利用できるものとする。

2 議員は、調査研究のため、積極的に議会図書室を利用するものとする。

第11章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第24条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

(見直し手続)

第25条 議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要があると認めるときは、この条例について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

2 議会は、この条例を改正するに当たっては、議員全員が賛同する場合であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年2月27日条例第2号)

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月13日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の石巻市議会基本条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の前日に交付された政務活動費については、なお従前の例による。